

〇〇集落地域駆除隊

《駆除隊規約》

第1条（名称）

本会は、〇〇集落地域駆除隊と称する。

第2条（事務局）

本会の事務局は、隊長宅に置く。

第3条（目的）

本会は、隊員相互の親睦、狩猟知識の普及・向上を通じて狩猟道德の遵守に努め、自然保護及び駆除の推進に寄与する事を目的とする。

第4条（役員）

本会に次の役員を置くものとする。

- (1) 隊長 1名
- (2) 副隊長 1名
- (3) 会計係 2名
- (4) 安全対策責任者 1名

本会の役員は総会において会員が推薦し決定する。

第5条（役員の任務）

- (1) 隊長 駆除隊を統括し、捕獲補助員へ適正に指導・監督を行う。
- (2) 副隊長 隊長を補佐し、隊長不在の際はその職務を代行する。また、捕獲補助員の指導・監督を行う。
- (3) 会計係 市役所の補助金、隊員からの会費の徴収、その他の収入について、適正な管理を行う。
- (4) 安全対策責任者 駆除に係る猟具の維持・管理、事故防止に努める。

第6条（任期）

本会の役員は任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

第7条（運営）

- (1) 本会を運営するため、定期総会・臨時総会を開催する。
- (2) 総会は、本会の最高議決機関とする。
- (3) 本会の定期総会は、毎年4月に開催し経過報告・会計報告・会計監査報告・規約等の審議及び改正、並びに役員の変更等を行う。
- (4) 本会の会議の議長は、隊長がこれにあたる。
- (5) 本会における協議事項は、出席者の過半数をもって決定とする。

第8条（会計）

- (1) 本会の収入は、市役所の補助金、会員からの会費の徴収・寄付金・その他の収入とする。
- (2) 市役所からの助成金は、本会の運営費として使用する。
- (3) 本会の事業年度は、定期総会開催日に始まり、定期総会開催日前日に終わるものとする。
また、会計年度も同一とする。

第9条（駆除活動）

- (1) 駆除活動に伴う事故を防止するため、事前に予備走行会・山の下見・射撃練習・その他関連する法律等の勉強会を定期的を実施する。
- (2) 駆除の時間は、原則、場所集合の時間より場所解散の時間までとする。
- (3) 集合・解散の時間・場所は事前に確認し、確実に遵守するものとする。
- (4) 駆除の時間に遅れる場所は、事前に必ず隊長・副隊長へ連絡するものとする。
- (5) 駆除の時間からの早退は、その都度必ず隊長・副隊長へ相談するものとする。
- (6) 上記については、確実に隊長・副隊長まで伝わるようにし、了承を得るものとする。
- (7) その他、必要事項の申し出についても、隊長・副隊長へ連絡・相談するものとする。

第10条（その他）

- (1) 本会の活動を適正に維持・管理・運営するため会員の補充及び育成に努める。
- (2) 新規会員の入会条件を明確にし、既存会員とのトラブルを予防する。
- (3) この規約の改正は、総会の議決を必要とする。

附 則

この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。